平成２９年（フ）第１６７８号
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面108番地、申立時の住所愛知県知多郡美浜町北方２丁目74番地　アミューズ201
債務者　倉本　晴美
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８９０号
名古屋市南区鶴田２丁目４番Ｄ－306号（鶴田荘）
債務者　板倉　喜彦
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８９１号
名古屋市南区鶴田２丁目４番Ｄ－306号（鶴田荘）
債務者　板倉　好美
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３５号
埼玉県本庄市栄３丁目５番24号
債務者　高橋　　巴
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第９２４７号
東京都台東区根岸２丁目20―14　青木ビル
債務者　堀井　貞子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２４８号
東京都足立区竹の塚１丁目４―25―506
債務者　荒山由美子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２４９号
東京都新宿区中落合３丁目25―14―501
債務者　神川みなみ
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２５２号
東京都江戸川区西小岩５丁目15―23―101
債務者　後藤　秀之
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２５９号
東京都西東京市富士町４丁目４―12―105
債務者　吉越　愛里
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２６１号
東京都台東区小島２丁目19―３―201
債務者　江崎正純こと　梁　　正吉
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６９号
静岡市葵区千代１丁目13番58―２Ｆ号、旧住所山梨県富士吉田市竜ケ丘１丁目１番７号
債務者　中澤　心治
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１４号
東京都稲城市矢野口949番地の８サンガーデン302
債務者　三好　裕子（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７５０７号
東京都足立区中川２丁目２―14
債務者　中村　由美（旧姓杉戸）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０９８号
東京都中央区東日本橋１丁目２―11―402、前住所東京都文京区湯島３丁目２―14―307
債務者　塚原さおり
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０９９号
東京都墨田区菊川３丁目10―６―702
債務者　関　　広絵
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部